システム開発委託契約書

Ａ株式会社（以下、「甲」という）とＢ株式会社（以下「乙」という）とは、甲の○○○○システムの開発を委託するにあたり、次の通り契約する。

**（目　的）**

**第1条**　甲は、○○○○システム（以下「本件システム」という）の開発業務（以下「本件業務」という）を乙に発注し、乙はこれを受託する。

**（乙の業務）**

**第2条**　本件業務の詳細は、別紙の仕様書（以下「本件仕様書」という）に記載のとおりであり、乙は、甲に対し、令和○年○月○日（以下「完成期限」という）までに本件業務を完成させ、本件業務の結果作成されるソフトウェア（以下、「本件成果物」という）を適切な作動が可能な状態で提供しなければならない。

2　乙は、善良な管理者としての注意をもって、本件業務を遂行しなければならない。

**（請負の対価）**

**第3条**　甲は、乙に対し、本件業務の対価として金○○○○○○円（税込）を支払う。

2　甲は、前項の代金を本件業務の検収完了後30日以内に乙の指定する口座に振り込む方法により支払うものとする。この場合の振込手数料は、甲の負担とする。

**（業務の追加）**

**第4条**　甲又は乙は、本件仕様書に記載されたソフトウェアの仕様、又は、本件仕様書に記載された乙の業務について追加又は変更する場合は、その追加又は変更の内容、また、本件業務の対価を変更する場合はその対価を書面により合意するものとする。

**（完成期限の変更）**

**第5条**　以下の各号の一つに該当する場合には、乙は甲に対して状況を報告した上で、甲に対し本件業務の完成期限の変更を求めることができる。

（1）甲より提供された本件業務に関する資料その他本件業務遂行に必要な資料、情報、機器等の提供の懈怠、遅延、誤りのため本件業務の進捗に支障が生じたとき

（2）前条に基づく追加又は変更があったとき

（3）天災その他不可抗力により完成期限までに本件業務を完成することが困難になったとき

**（資料の貸与）**

**第6条**　甲は、乙に対し、本件仕様書に定める乙が本件業務を遂行する上で必要となる資料を、本件仕様書に定める期限までに無償で貸与しなければならない。

2　乙は、前項に基づき甲から貸与を受けた資料を、本件業務の完成時点又は本契約の失効時点のいずれか早い時期に、直ちに甲に返還する。

**（再委託）**

**第7条**　乙は、本件業務の全部又は一部を甲に通知した上で、第三者に再発注することができる。

**（検収）**

**第8条**　甲は、乙による本件成果物の受領後、10日以内に、動作確認その他必要な検査を実施し、その結果を乙に通知しなければならない。

2　前項の検査に合格した場合、検査完了日をもって、本件成果物の検収が完了したものとする。ただし、検査に合格したことは、甲の乙に対する契約不適合責任の責任追及を妨げるものではない。

3　前項の検査に合格しない場合、甲は乙に対して不合格となった具体的な理由を示したうえで、本件成果物の修正を求めるものとし、以後、乙が検査に合格するまで同様とする。

4　完成期限までに本件成果物が検収されない場合、乙は甲に生じた損害を賠償する責任を負う。

**（契約不適合責任）**

**第9条**　本件成果物について、契約不適合があったときは、甲は、甲の選択により、乙に対して、本件成果物の修補、代替品の納入若しくは不足分の納入等の方法による履行の追完、代金の全部又は一部の減額若しくは返還その他の必要な措置を行う事を求めることが出来る。また、甲は、これら措置に代え、または、これら措置とともに、損害賠償請求をすることが出来る。

2　前項について契約不適合が甲の指示に起因するときは、甲は、前項の請求をすることができない。ただし、乙が、甲の指示が不適切であることを知り、知ることが出来たにもかかわらず、これを告げなかった場合はこの限りでない。

**（第三者ソフトウェア）**

**第10条**　乙が、本件業務において、本件成果物の作成のため、甲又は乙以外の第三者が権利を有するソフトウェア（フリーソフトウェア及びオープンソースソフトウェアを含む。以下「第三者ソフトウェア」という）を利用するには、甲の承諾を得なければならない。

2　前項に基づき甲が第三者ソフトウェアの利用を承諾した場合、乙は、乙の費用と責任において、第三者ソフトウェアの権利者との間でライセンス契約を締結する等第三者ソフトウェアを本件業務に使用するために必要な措置を講じなければならない。

**（第三者の知的財産権に関する保証等）**

**第11条**　乙は本件成果物が第三者の著作権その他のいかなる権利をも侵害していないことを保証する。また、本件成果物に関して、甲又は乙と第三者との間で、著作権その他の権利侵害を理由として紛争が生じた場合には、乙の費用負担によりこれを解決するものとし、当該紛争により甲が損害を被った場合は、乙に損害賠償請求をすることが出来る。

**（知的財産の取扱い）**

**第12条**　本件成果物を含む、本件業務の遂行の過程で生じた知的財産及び知的財産権（発明、特許を受ける権利、著作権、ノウハウその他全ての知的財産及び知的財産権を含み、本件成果物に含まれるものも当然に含まれるが、これに限らない。また、著作権法第27条および28条に規定する権利を含む）について、検収日をもって、乙は、甲にその全てを譲渡するものとする。また、乙は、本件成果物又は本件業務の遂行の過程で生じた著作物について、著作者人格権が生じた場合も、これを行使しない。

2　前項の譲渡及び不行使の対価は、本件業務の対価に含まれるものであることを確認する。

**（損害賠償）**

**第13条**　甲及び乙は、相手方が本契約に定める義務に違反した場合は、相手方に対して損害賠償請求をすることができる。

2　本契約に基づき乙が負う損害賠償の上限は、第3条に定める本件業務の対価の金額（第4条に基づき本件業務の対価が変更された場合は変更後の金額）とする。

**（解　除）**

**第14条**　甲又は乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

（1）本契約に定める義務に違反し、相当期間を定めた催告にかかわらず、是正されないとき

（2）差押・仮差押・仮処分・強制執行・競売・破産・民事再生・会社更生の申立を受けたときもしくは自ら申立をなしたとき、または滞納処分を受けたとき。

（3）その他財産状態が悪化し、またはそのおそれあると認められる相当の事由があるとき。

2　前項に該当した場合、甲又は乙は本契約に基づく債務について期限の利益を当然に喪失する。

**（権利義務の譲渡の禁止）**

**第15条**　甲及び乙は、この契約によって生ずる一切の権利または義務を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならない。

**（秘密保持）**

**第16条**　甲及び乙は、本契約の締結の事実及び本契約の履行の過程において知り又は知りえた相手方の情報に関して互いに第三者に開示又は漏洩してはならず、また本契約の履行の目的以外に使用してはならない。

**（合意管轄裁判所）**

**第17条**　本契約に関連して生ずる甲乙間のすべての紛争については、東京地方裁判所を専属的な第一審の管轄裁判所とする。

以上を証するため、甲及び乙は本契約書を2通作成し、それぞれ1通ずつ保有・保管するものとする。

令和○○年○○月○○日

甲

乙